

月島第三小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

〈いじめの定義〉(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」を言う。

〈いじめ防止に向けた学校の方針〉

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体でいじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自律的な活動を推進し、いじめ防止等に向けた主体的な取り組みが実践できるように指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人ひとりの意識と指導力を高め、組織的に対応する。
- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への毎学期のアンケート調査の実施など、児童一人ひとりの実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できるよう体制を構築する。
- (6) 日頃から保護者や地域と連携し、登下校や放課後のトラブルからいじめの発生を防ぐ。
- (7) 長期化しないように、小さなことも見逃さず、早期発見し、対応する。

II 校内組織

〈いじめ防止対策委員会の設置〉

- (1) 構成メンバー 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭とする。なお、必要に応じて、スクールカウンセラー、学年主任等の参加を求めることができる。
- (2) 取り組む内容
 - ① 本方針に基づく取組や行動計画の確認
 - ② 未然防止策、早期発見に向けての対策等の検討
 - ③ 各学年の児童の情報交換と課題の共有
 - ④ いじめに關わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
 - ⑤ 重大事態に対する判断と対応
 - ⑥ 関係機関・専門機関との連携対応
 - ⑦ 会の記録を保管し、全教職員との共通認識を図る。

III いじめの未然防止・早期発見・早期対応における取組

(1)未然防止

- ・児童にとって魅力ある授業の実現を目指し、お互いの考え方や感じ方を認め合う活動の充実を図る。
- ・人権教育・道徳教育や幼稚園・保育園・保育所との交流活動を充実させる。
- ・いじめの防止や解決に向けて、児童が主体的に行動できるように指導・支援する。
- ・スクールカウンセラーが、5年生全員対象の面接を行い、いじめ等の相談しやすい環境作りを推進する。
- ・校内でのいじめに関する研修を充実させ、教職員のいじめへの鋭敏な感覚と確かな指導力を高める。
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「月島第三小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめ防止や解消には保護者による児童の観察や声掛けが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・SNSを通じて行われるいじめについて、携帯電話やスマートフォン・ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について情報を共有しておく。

(2)早期発見

- ・情報の集約と共有をする。毎週行う学年会で、児童の様子を確認する。毎日のふりかえりタイムを活用し、全教職員で共通理解を図る。
- ・いじめアンケートの実施・分析。ふれあい月間(6月・11月・2月)に全校児童へのアンケートを行い、必要に応じて聞き取りを行う。結果を分析し、保護者に伝える。
- ・SNSを通じて行われるいじめについて、携帯電話やスマートフォン・ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について情報を共有しておく。
- ・(3)早期対応
 - ・周りの児童への関りを把握する。
 - ・いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導体制をとる。
 - ・関係保護者に連絡するとともに、全教職員で共通理解を図る。
 - ・いじめを受けた児童と保護者への助言を行う。
 - ・いじめを行った児童への移動及び保護者への助言を行う。
 - ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて、学級・学年集団に指導を行い、再発を防ぐ。

IV 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめ対策委員会を招集し、その対応を協議する。必要に応じて、学校サポートチームの活用を検討する。
- (3) いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童への心のケアを図る。
- (4) いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 上記調査結果は、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。